

遺族・障害給付の設計に係る緩和措置について(省令通知改正)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ポイント

- 標記につきましてはDB政令改正が先行して実施されておりましたが、今般、DB省令およびDB・厚年の通知改正が行われましたのでご案内致します。
(今回の改正が標記改正の最終となります。)
- 省令・通知改正の意見募集時から大きな変更点はありませんが、今回の緩和措置を適用する場合の申請書類・決算書類の手当等がなされました。
- 施行日は平成20年12月1日(公布日)です。

ニュースNo.128ご参照。

ニュースNo.126(省令・通知改正の意見募集)ご参照。

[改正対象]

DB : DB施行規則

通知「確定給付企業年金制度について」平成14年3月29日年発第0329008号

通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号

厚年: 通知「厚生年金基金の設立要件について」平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号

通知「厚生年金基金の財政運営について」平成8年6月27日年発第3321号

改正イメージ(ニュースNo.128掲載図と同じ)

以下の または「追加される基準」のいずれかを満たせばよいとされた。

現行の基準	老齢給付金の受給権者となったときに各人の 老齢給付金	遺族給付金 ¹
追加される基準	制度全体で 老齢給付金の総給付現価 ²	遺族給付金 ¹ の総給付現価 ²

1 障害給付金についても同様。

2 各給付の発生確率を見込んだ総給付現価。一般的に死亡率や障害発生率よりも生存脱退確率の方がはるかに大きいため、老齢給付金を上回る遺族・障害給付金の設計が可能になると思われる。但し、毎年度総給付現価の大小関係を確認・報告しなくてはならず、基準に抵触した場合は原則1年以内(計算基準日が事業年度末の場合は当該事業年度末から1年6ヶ月以内)に給付設計の変更が必要。

以上